野生生物情報の相互共有事業に関する覚書

岡山市(以下「甲」という。)と公益財団法人岡山県環境保全事業団(以下「乙」という。)は、生物多様性保全の推進に関する連携協定書(以下「原協定書」という。)に基づき、以下のとおり野生生物情報の相互共有事業に係る覚書(以下「本覚書」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本覚書は、甲及び乙が所有する岡山市内の野生生物情報について、乙が管理 するプラットフォームを介して、甲及び乙が相互に利用可能とすること(以下「本件 取組」という。)により、重要な生態系の保全等に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 本覚書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 開示 甲又は乙が、前条のプラットフォームへ岡山市内の野生生物情報を提供 することをいう。
 - (2) PFデータ 甲及び乙が、本覚書に基づき開示した野生生物情報をいう。
 - (3) 提供データ PFデータのうち、甲又は乙について、自らが開示した野生生物情報をいう。

(甲の実施事項)

- 第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。
 - (1) 乙との本件取組の状況を市民に周知すること
 - (2) 乙の協力の下、野生生物情報について、開示をする際のフォーマットを決定すること
 - (3) 甲の持つ野生生物情報を開示すること

(乙の実施事項)

- 第4条 乙は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。
 - (1) 乙の持つ野生生物情報を開示すること
 - (2) PFデータの「和名」、「岡山県版レッドデータブックのカテゴリー」及び「環境

省レッドリストのカテゴリー」等の情報を最新のものに修正すること(修正を施されたPFデータを「修正PFデータ」という。)

- (3) 甲又は乙の用途、目的等に応じて、必要な情報をPFデータ(修正PFデータを含む。以下同じ。)から抽出し、集計すること
- (4) PFデータを管理すること

(費用負担)

- 第5条 甲は、第3条各号に定める事項の実施に必要な費用を負担する。
- 2 乙は、前条各号に定める事項の実施に必要な費用を負担する。
- 3 前2項に定める事項以外に費用が生じた場合には、甲乙協議の上、その負担について決するものとする。

(進捗確認)

第6条 甲及び乙は、第3条及び第4条に定める事項を円滑にかつ効果的に推進する ため、適宜進捗を確認する。

(PFデータの利用権限)

- 第7条 甲及び乙は、PFデータを制約なく使用できるものとする。
- 2 甲及び乙は、PFデータを第三者に譲渡(利用許諾を含む。)してはならない。ただし、相手方の同意を得たときは、この限りではない。
- 3 前2項の規定は、甲又は乙について、その提供データの取扱いには適用されない。

(PFデータの管理)

- 第8条 乙は、PFデータを他のデータと明確に区分して、管理及び保管する。
- 2 乙は、PFデータについて、毎日バックアップを実施する。
- 3 乙は、次の各号に掲げる情報漏洩対策を講じる。
 - (1) 第1条のプラットフォームへのアクセスは、乙のドメインによるユーザ認証を 利用した情報端末のみとする。
 - (2) 情報端末でのアクセス履歴を管理する。
 - (3) 外部から第1条のプラットフォームへアクセスしない。

(本覚書の見直し)

第9条 甲及び乙のいずれかから、本覚書の内容の変更を申し出たときは、その都度 協議の上、必要な変更を行うことができる。

(有効期間及び更新)

- 第10条 本覚書の有効期間は、締結日から令和5年3月末日までとする。ただし、当該期間満了の1月前までに甲又は乙が書面により特段の申し出を行わない場合は、 当該期間は更に1年間延長されるものとし、その後についても同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、天災、その他特別な事情がある場合は、甲及び乙は、相 手方に対する書面による申し入れによって、双方協議の上、本覚書を終了すること ができる。

(覚書終了時の P F データの取扱い)

第11条 甲及び乙は、本覚書が終了したときも、PFデータの利用権限を有し、第7条、第8条第1項及び同条第3項にしたがって利用できるものとする。

(免責)

第12条 天災その他やむを得ない事由の発生による本件取組の全部又は一部の履行 不能については、甲及び乙は責任を負わない。

(疑義)

第13条 本覚書に定めのない事項及び本覚書に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙は協議してこれを定めるものとする。

(その他)

第14条 甲及び乙は、本覚書に定めた以外の事項については、原協定書のとおりであることを確認した。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は、それぞれ署名又は記 名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

- 甲 岡山県岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市 岡山市長 大森雅夫
- 乙 岡山県岡山市南区内尾 6 6 5 1 公益財団法人岡山県環境保全事業団 理事長 坂井 俊英